

商工大感謝祭

■と き…10月15日(日)
午前9時～午後3時
■と ころ…村民体育館



岩室村商工会では、日頃の村民の皆さんからの愛顧に対する感謝と、村内商工業者のPRを兼ね、地域振興活性化の一環として、昨年引き続き、『商工大感謝祭・来福95』を盛大に開催します。今年の展示即売会では、村内の十一業者が、お菓子やサンドイッチ、生ハム、青果物、家庭金物、ストーブ、炊飯器、カメラ、ミニ家具、掛け軸、運搬機器などを破格の値段で即売する予定です。また、青年部・婦人部による模

擬店では、生ビールや生ジュース、焼きそば、焼き鳥、おでん、自然食品などが販売されます。他にも、サケの親子汁の無料サービスや岩室村スタンプと卵・砂糖との交換会、それにマジックショー&大道芸の実演があります。※詳細については、後日「チラシ」を各家庭に配付しますので、ご覧の上ご来場ください。

『なじらね福祉市』に
皆さん なじらね!!

公民館では、商工大感謝祭と同時に『なじらね福祉市』を行います。皆さん、ぜひお越しください。

◇チャリティバザー：タオルやシート、ギフト品などの新品や古本着などを販売します。

◇高齢者作品展示即売会：高齢者が趣味と余暇を活用して作った手芸・飾りなどを展示・即売します。

今年もまた
岩室甚句日本一全国大会
が開催されます

「岩室甚句を通して“観光いわむろ”を全国にPRし、それを村の活性化に役立てよう」と、開催しています『岩室甚句日本一全国大会』。ことしの決勝大会は、去る7月9日の予選会を経て選抜された77名によって、下記の日程で行われます。

地元の方々からは、「地元コンテスト」として、別枠で出場していただくプログラムも用意しています。

なお、この模様は10月28日の午後2時から、新潟総合テレビ(NST)で放映される予定です。

どうぞこの機会に、“岩室甚句の心”を存分に堪能してください。

■と き…10月22日(日)
午前11時開会



税 則

この社会
あなたの税が生きている

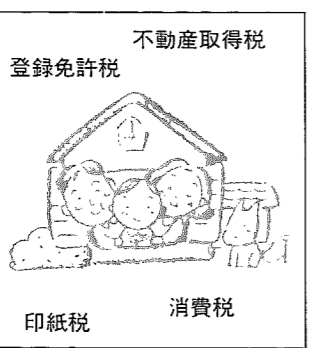
マイホームを取得したとき

新築・購入時にかかる四つの税

マイホームを新築・購入するときには、建築業者や建物・土地の所有者と、請負契約書または売買契約書を交わすこととなります。これらの契約書には、印紙税がかかります。

さらに、新築・購入するマイホームの建物部分の価額に対しては、3%の消費税が課税されます。ただし、土地部分の価額には課税されません。

次に、取得した土地や建物の所有権を登記することになりますが、これには、登録免許税がかかります。この税は、建物部分の価額と土地部分の価額の40%相当額に一定の税率をかけて算出します。なお、取得したマイホームを一年以内に登記するなど一定の要件を満たしていれば、建物部分についての税率が軽減される特例があります。



最後に、マイホームの取得に対しては不動産取得税を納めること

所得税が軽減又は還付される場合

住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入、増改築などをした場合、一定の条件を満たしていれば、住み始めた年から六年間、住宅取得等特別控除を受け

住宅取得資金を贈与されたとき

マイホーム取得のための資金を父母・祖父母から贈与された場合には、贈与税が軽減されるという特例があります。一定の要件を満たしていれば、この特例により三百万円までの贈与に対する税金は免除され、一千万円までの贈与に関しては、税負担が軽くなります。

マイホームの取得に関する税金についての詳しく知りたい方は、巻務課(☎72-1235)までお問い合わせください。ただし、不動産取得税に関しては、巻務課事務所(☎72-1090)にお尋ねください。

ご利用ください

地方産業育成資金

村では、中小企業の皆さんのために、毎月「地方産業育成資金」の貸し付けを行っています。お店の繁盛のため、ぜひご利用ください。

■取扱金融機関…第四銀行巻支店、巻信用組合和納支店、岩室支店、新潟中央銀行巻支店、北越銀行巻支店、大光銀行巻支店、三条信用金庫巻支店

■貸付要領…この貸付けを希望される方は、毎月12日(金融機関休業日の場合はその前日)までに、各取扱金融機関へ申込書を提出してください。

■貸付対象者…村内に住所又は事務所を有する中小商工業者

※なお、同資金についての詳しくは、岩室村商工会(☎82-3209)、又は各取扱金融機関へお問い合わせください。

消防設備士講習のご案内

消防設備士の免状保有条件が厳しくなり、法定期間内に講習を受けないと違反点数が付き、違反が重なると免状返納命令が出ます。※詳しくは、消防岩室分署(☎82-3360)へ!

講習区分	免状種類	実施日	開催会場
第1類	甲・乙種	11月8日	新潟市 自 治 会 館
	1・2類	11月20日	長岡市 商工会議所
第2類	甲・乙種	11月2日	新潟市 自 治 会 館
	3類	11月7日	新潟市 自 治 会 館
第3類	甲種4類	11月15日	上越市 地域消防本部
	乙種7類	11月22日	長岡市 商工会議所
第4類	5甲・乙種	11月9日	新潟市 自 治 会 館
	乙種6類	11月16日	上越市 地域消防本部
第5類	乙種6類	11月28日	新潟市 自 治 会 館
	乙種6類	11月29日	新潟市 自 治 会 館

10月1日～7日は 全国道路標識週間



国民年金からお知らせ

●お問い合わせは 役場住民福祉課 ☎82-4111

こんなとき、こんな年金が受けられます!

- ◆「国民年金」には、国民に共通して給付される①老齢、②障害、③遺族の三種の基礎年金があります。
- ◆また、第一号被保険者(自営業者や学生など)の皆さんには、独自の給付として、④付加年金、⑤寡婦年金、⑥死亡一時金があります。
- ◆①老齢基礎年金
国民年金保険料を納めた期間と免除を受けた期間を合わせて、原則として二十五年から四十年ある人に、六十五歳から支給します。
- ◆②障害基礎年金
国民年金に加入している間に病気やケガをして、障害の程度が一級または二級の障害者になったときに支給します。
- ◆③寡婦年金
老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が年金を受けないで死亡したとき、その妻に六十歳から六十五歳までの間支給します。
- ◆④付加年金
付加保険料を納めていた人が老齢基礎年金を受けるとき、老齢基礎年金に計算して支給します。
- ◆⑤遺族基礎年金
国民年金に加入している人や老齢基礎年金の資格期間を満たした人がなくなったとき、その人の子のある妻または子に支給します。
- ◆⑥死亡一時金
保険料を三年以上納めた人が年金を受けないうちに亡くなったとき、その遺族に支給します。ただし、その人の死亡によって遺族が年金を受けられる場合は、死亡一時金は支給されません。

